

「愛媛産には、愛がある。」というキャッチフレーズロゴマークを使用した商品とはどのようなものですか？

キャッチフレーズロゴマークは商品の品質やサービスの内容を保証することを目的とした、いわゆるブランド認定制度ではなく、県産農林水産物およびこれらを使用した加工食品等であり、使用承認基準を満たした商品のパッケージ等にキャッチフレーズロゴマークを使用することにより、愛媛県産農林水産物の消費・販売拡大、イメージアップを図ろうとするものです。使用にあたっては使用管理要綱、食品関係法令等を遵守し、愛媛県産農林水産物のイメージアップが図られるよう品質や内容等の向上に努めていただくようご協力をお願いします。

愛媛県産農林水産物を使用した加工食品を製造していますが、キャッチフレーズロゴマークを使用できますか？

使用管理要綱では、加工食品等について以下の2種類の使用承認基準を設けており、それぞれの基準を満たすものへ使用できます。

申請書の区分	承認基準	商品例
『使用商品等』の2	以下の二つの基準を満たす必要があります。 原材料に使用する農林水産物の一品目以上が全て県内産であること。 原材料の総重量の概ね80%以上に県産農林水産物を使用して製造した加工食品等であること。	・干物 ・ジュース ・ハム、ベーコン
『使用商品等』の3	商品の特徴づけるものとして、県産農林水産物（農林水産物に準じると認められる県産物主使用加工食品等を含む。）を原材料の一部に100%使用して製造された加工食品等であること。	・ジャム ・菓子類 ・ドレッシング

使用商品等の例

## 2 加工品（80%以上）

- ・アジの干物

アジ（愛媛県産）	塩
----------	---

98%

- ・県産卵使用のプリン

牛乳（愛媛県産）	卵（愛媛県産）	砂糖	その他
----------	---------	----	-----

82%

## 3 加工品（一部が100%）

- ・玉ねぎのドレッシング

玉ねぎ（愛媛県産）	その他（油、酢、しょうゆ等）
-----------	----------------

80%未満

ロゴマークの近くに100%使用している県産農林水産物等の名称を表示しなくてはなりません（消費者の誤解を招かないようにするため）。

（次頁へ続きます）

## 注意！ 使用できない例

下のちりめんの場合、原材料の総重量の80%以上に愛媛県産の農林水産物を使用していますが、「かたくちいわし」という品目全てが愛媛県産ではないため、キャッチフレーズロゴマークの使用はできません。

かたくちいわし（愛媛県産）	かたくちいわし （広島県産）	食塩
85%		13% 2%

我が社は愛媛県内でタオルを製造していますが、キャッチフレーズロゴマークを使用することはできますか？

愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズは愛媛県産農林水産物の消費拡大・販売拡大を目的に決定されたものであり、そのロゴマークの使用範囲は県産農林水産物及びこれらを原材料に使用している加工食品等に限っています。

県内産の農林水産物を使用していない加工食品については、県内で製造されたものであっても使用を認めておりませんし、その他の工業製品等にも使用を認めることは考えておりませんので、ご理解をお願いします。

申請書は出荷販売用と広報用がありますが、どう違うのですか？

出荷販売用は商品の出荷・販売用、広報用は『「愛媛産には、愛がある。」＝愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ』であることを広報していただく趣旨の利用が対象になります。

様式	申請例
様式第1号 出荷・販売用	・自社で製造・販売する商品のパッケージ、チラシ、店頭POP等へのキャッチフレーズロゴマーク使用
様式第3号 広報用	・名刺へのキャッチフレーズロゴマーク使用 ・飲食店のメニュー表、スーパーのチラシへのキャッチフレーズロゴマーク使用

### 注意！

特定の商品のチラシ、店頭POP等へのキャッチフレーズロゴマーク使用については、商品パッケージについて承認したものが対象になります。（広告など販促資材のみへのキャッチフレーズロゴマーク使用はできません）

広報用としてのチラシ等への用途では、個別の商品欄に使用することはできません。

申請書の「使用期間」には3年以内で記入することとなっていますが、使用開始時期はいつでもよいのですか？

日付を遡ってのキャッチフレーズロゴマークの使用承認はできません。手続きには、申請書が機構の事務局に届いた後、10日から20日程度のお時間をいただいておりますので、これらの時間を見込んでご記入ください。お急ぎの場合で、最も早い日付をご希望の場合には『承認された日から 年 月 日まで』、『承認された日から三年間（最長の期間を希望の場合）』とご記入いただければ、承認日から使用することが可能です。

申請に必要な書類として『農林水産物の原産地が愛媛県であることを確認できる書類』と書かれていますが、どのような書類になりますか？

農林水産物の販売の場合には『愛媛県産』と明記されている産地証明書、納品書等の写しを、加工食品の場合には、使用している農林水産物の原産地を生鮮の状態に遡って確認できる産地証明書、納品書等の写しを提出して下さい。

自分で生産している農林水産物を販売する場合には、どのような書類を添付すればよいですか？

経営概要として生産場所、生産・出荷実績（直近の一年間程度）等を記載した書類を作成してください。（様式は任意ですが、農林水産物の種類・栽培の状況等により記載内容が多少変わりますので、詳細についてはお問い合わせください。）

デザイン案とはどのようなものですか？

キャッチフレーズロゴマークの使用を希望するパッケージ等の原稿になります。キャッチフレーズロゴマークの使用方法が適当か確認する必要がありますので、仮にキャッチフレーズロゴマークを入れた状態の原稿を添付して下さい。

キャッチフレーズロゴマークの使用方法

文字の一部をばらして使用はできません。（例：「愛」のみを使用する）

縦書きで、縦横の比率を変更しないでください。

引首印（タンポポ）及び落款と一組で使用して下さい。

色彩は、文字が黒色、引首印及び落款を朱色が原則です。原則以外の色調で利用する場合には、前もって相談して下さい（使用できない色もあります）。

また、一部の文字のみの色調変更はできません。（例：「愛」のみ色を変える）